

税関における知的財産侵害物品の水際取締制度の現状

前 東京税関業務部長 河野 泰一

目次

[はじめに]

[税関における取締の歴史]

[知的財産侵害物品の水際取締制度（俯瞰）]

I 輸入の水際取締

II 輸出の水際取締

III 税関における知的財産侵害物品の輸入差止状況

.....

[はじめに]

本稿は、平成 18 年 3 月 20 日に日本弁理士会館において講演した内容をベースに若干手を入れたものである。

平成 18 年度関税改正の施行日は、知的財産侵害物品の取締に関して平成 18 年 4 月 1 日、6 月 1 日及び平成 19 年 1 月 1 日と 3 段階となっている。この原稿は、5 月に書いていることから、基本的に平成 18 年 6 月 1 日施行時の条項によって説明したい。但し、平成 19 年 1 月 1 日から施行される条項については（注）書きでその旨を記述した。

[税関における取締の歴史]

水際で貨物の輸出入取締りをつかさどるのは、税関の役目であるが、我が国で「税関」と呼称されるようになったのは、明治 5 年 11 月 28 日からのことである（これが税関記念日として今日に至っている）。それ以前は、幕末から「運上所」（当時の外国側の外交文書では既に「Customs」または、「Custom House」と記されていた）と呼ばれており、既に税関の機能（税の徴収、輸出入貨物の取締）をもっていた。

我が国は、嘉永 7 年（1854 年）、日米和親条約の締結によってついに開国したが、その後、安政 3 年（1856 年）7 月、アメリカの使節ハリスが来日し、将軍に謁見して国書を奉呈したいと要求した。同じころ、イギリスもまた長崎に再来し、オランダ人に託して通商条約の締結を要請した。

オランダは、こうした米・英の動きに先がけて有利な条約を結ぶため、翌安政 4 年、長崎在留のカピタン（商館長）をして幕府に書簡を送らしめ、国交および通商の必要なことを勧告している。その結果、安政 4 年 8 月 29 日（1857 年）、に調印されたのが、全文 40 カ条から成る「日蘭追加条約」と二カ条の添書である。

これらの追加条約こそ、日本最初の通商条約であり、長崎・箱館両港における通商を許すとともに、はじめて関税および屯税に関する規定を設けている。今日知的財産侵害貨物は輸出入してはならない貨物であるが、幕末の当時から禁制品という思想を引き継いできたものである（知的財産侵害物品を禁制品としたのは、後に述べるとおり明治 30 年の関税定率法の成立まで待つこととなる）。

輸出入品については、それぞれ禁制品の規定が設けられた。輸入禁制品としては、軍器（第 13 条）と阿片（第 14 条）の 2 品目が特掲され、そのほか両国の協議によって追加できることになっている。つぎに、輸出禁制品の数はかなり多く、①細工物を除く金銀（第 15 条）、②日本の貨幣（同条）、③「日本政府の免許なくして出板し或は著述し或は売出し候書籍・絵図類」（第 16 条）、④銅・刀剣類ならびにその附属品・大和錦・武器・火器・弓矢・馬具・その他武器に類する器具（第 17 条）が特掲されている。

アメリカは、こうしてオランダに先手をとられる形となったが、その後、本格的な通商条約の締結をめざして、「日米修好通商条約」を締結した。これとほぼ同じような通商条約が、翌 7 月にはオランダ、ロシア、イギリスの三国と、さらに 9 月にはフランスと締結されたのであって、これが、史上有名な「安政の五カ国条約」とよばれるものである。これらの条約は我が国に関税自主権がないこと、裁判管轄権がないことから不平等条約と呼ばれていた。

その後、明治政府が不平等条約の是正に向けて努力した結果、明治30年の関税定率法制定（施行は明治32年）の運びとなった。関税定率法に規定する「輸入禁制品」として「特許意匠商標権及版權ニ関スル帝国ノ法律ニ違反シタル物品」が既にうたわれることとなった（以上、「税関百年史」（大蔵省関税局編集 昭和47年11月）を参照した。）。これがその後の度重なる関税改正で知的財産侵害物品取締強化になり現在に至っているものである。

【知的財産侵害物品の水際取締制度（俯瞰）】

I 輸入の水際取締

1. 輸入してはならない貨物

関税法第69条の8第1項は、「特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品は輸入してはならない。更に、不正競争防止法第2条第1項第1号（周知表示の混同を惹起する製品）、第2号（著名表示を冒用する製品）又は第3号（形態模倣品）に掲げる行為を組成する物品も輸入してはならない。」と規定している。

「輸入してはならない貨物」は、従前「輸入禁制品」と表現されていた（旧関税定率法第21条第1項第9号及び第10号）。

2. 輸入差止申立手続

輸入差止申立制度とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権及び育成者権を有する者並びに不正競争差止請求権者（権利者）が、自己の権利（不正競争差止請求権者の場合は自己の営業上の利益）を侵害すると認める貨物が輸入されようとする場合に、税関長に対し、当該貨物の輸入を差止め、認定手続を執るべきことを申し立てる制度である。

関税法第69条の10

特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸入さ

れようとする場合は当該貨物について認定手続を執るべきことを申し立てることができる。

3. 輸入差止申立ての受理要件

輸入差止申立てがなされた場合、次の5つの受理要件を満たしているものは受理されることとなる。受理された場合の有効期間は最長2年間となっており、さらに更新も可能である。

① 権利者であること

輸入差止申立てを行うことができる者は、知的財産権の原権利者、専用実施権者、専用使用権者若しくは専用利用権者又は不正競争差止請求権者である。権利者は、代理人（弁護士・弁理士等）を用いて申立てを行うこともできる。

② 権利の内容に根拠があること

権利の有効性については、特許庁等への登録により有効となる（著作権、著作隣接権及び不正競争防止法上の差止請求権は除く）ので登録原簿の謄本等が必要になるが、登録申請中のものについては輸入差止申立てを行うことができない。また、不正競争防止法に関しては、法律上の保護を受けるための要件を満たしているかについて経済産業大臣の意見書を取得する必要がある。

③ 侵害の事実があること

侵害の事実とは、侵害物品が日本国内に輸入されている場合のほか、現に存在しているかは問わず、侵害物品が日本国内に輸入されることが見込まれる場合を含む。

④ 侵害の事実を確認できること

侵害の事実の疎明としては、侵害物品の提示又はそのカタログ、写真の提示等が必要となる。なお、権利の内容により、例えば、

- ・ 商標権に係る類似商標又は類似商品に関する輸入差止申立て
- ・ 著作（隣接）権に係る真正品と形状・内容に差異のある複製品に関する輸入差止申立て

などの場合で侵害していることに疑義があるときは、知的財産権を侵害していることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定書、権利の効力についての特許庁の判定書又は弁護士等が作成した鑑定書の提出が必要となる。

また、不正競争防止法に関しては、税関長に提出し

ようとする証拠が侵害の事実を疎明するに足りると認められるものであることについて経済産業大臣の意見書を取得する必要がある。

⑤ 税関で識別できること

輸入品の税関検査において、真正品と侵害疑義物品とを識別できる情報の提供が必要となる。

4. 輸入差止申立ての一般的手順

(1) 申立て方法

A 輸入差止申立てに必要な書類： 輸入差止申立ては、各税関に申立てを行うことになっている。

税関は9ブロックに管轄が分かれており、以下の書類等（最大9セット）の提出が必要となる。

《必要書類》

- ① 申立書（税関様式）
- ② 登録原簿謄本・公報（不正競争防止法に関しては、侵害の事実を疎明していることも含んだ経済産業大臣の意見書）
- ③ 侵害の事実を疎明する資料（権利の種類によって異なる。）及びサンプル・写真等（識別方法）
- ④ 通関解放金の額の算定資料（特許権・実用新案権・意匠権のみ）
- ⑤ 委任状（代理人が申立てする場合）

《参考資料》

- ⑥ 判決書・仮処分決定通知書・判定書
- ⑦ 弁護士等の鑑定書
- ⑧ 警告書等
- ⑨ 係争関係資料
- ⑩ 並行輸入関係資料
- ⑪ その他侵害物品に関する資料

(2) 提出窓口（受付税関及び担当部門）

輸入差止申立て手続きは、各税関の本関に配置されている「知的財産調査官」が担当している。

申立書等の提出書類は各税関に直接提出する必要はなく、輸入差止申立てをしようとする者の住所を管轄する税関又は侵害物品の輸入を予想する税関官署を管轄する税関に一括（最大9セット）して提出して頂くことになる。

(3) 事前相談

各権利の方が輸入差止申立てを行うにあたり、税

関手続きをより迅速に行って頂くための事前相談を受けている。相談にあたっては、

- a. 登録原簿（権利関係の確認）
- b. 侵害品、カタログ及び写真等（侵害の事実の確認）
- c. 真正品（識別方法の確認）
- d. その他関係資料（並行輸入関係の資料等）

などを提示していただき、申立て要件に関する確認や輸入差止申立書等の具体的記入要領等の説明を行っている。なお、事前相談については、予め電話等によりご連絡をお願いしたい。

輸入差止申立て制度・手続等についての詳細は、各税関の知的財産調査官までお問い合わせ頂きたい。

東京税関	業務部	総括知的財産調査官	(03-3599-6369)
函館税関	業務部	知的財産調査官	(0138-40-4254)
横浜税関	業務部	知的財産調査官	(045-212-6116)
名古屋税関	業務部	知的財産調査官	(052-654-4116)
大阪税関	業務部	知的財産調査官	(06-6576-3318)
神戸税関	業務部	知的財産調査官	(078-333-3156)
門司税関	業務部	知的財産調査官	(093-332-8366)
長崎税関	業務部	知的財産調査官	(095-828-8664)
沖縄地区税関	業務部門	知的財産調査官	(098-863-0099)

5. 認定手続

知的財産侵害物品に該当すると思料される貨物を「侵害疑義物品」と言い、輸入申告（郵便物については税関への提示）があったとき、その侵害疑義物品について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続きが「認定手続」である。税関は、疑義物品を発見したとき、輸入してはならない貨物に該当するか否かを認定するための手続を執らなければならない。

《関税法第69条第1項》

この手続の流れを説明したものが「認定手続」(図1)。

認定手続が開始されると、権利者・輸入者の双方に開始した旨の通知とともに双方の名称・住所等が通知される。これは、平成16年度の関税改正で実現したものである。

権利者は、疑義貨物に対して、点検又は見本検査を行うことができる。見本検査は平成17年度の関税改正で実現したものである。

この間、双方は証拠の提出、意見の陳述、弁明の機会が与えられる。

さらに、認定手続が長期化する恐れがある場合など、

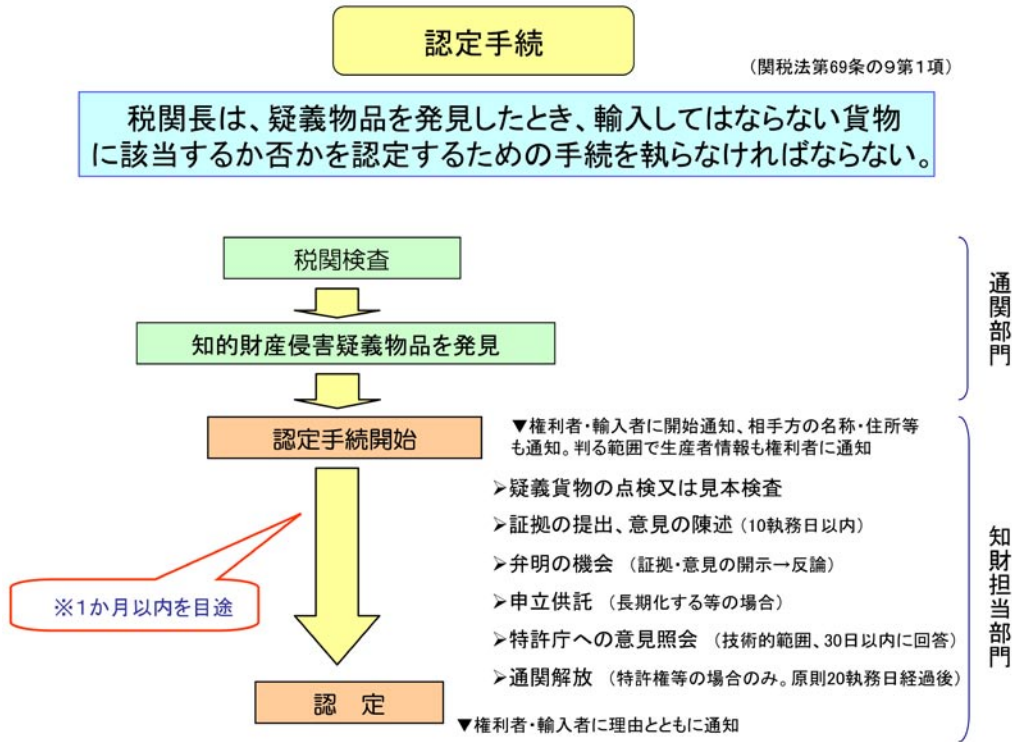


図 1

認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより当該貨物を輸入しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、申立てをした権利者に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨が命ぜられることがある。

5. 特許庁長官、経済産業大臣又は農林水産大臣への意見照会

[特許庁長官への意見照会 (図2)]

特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られたときは、当該貨物に係る特許権者等又は輸入者は、当該手続開

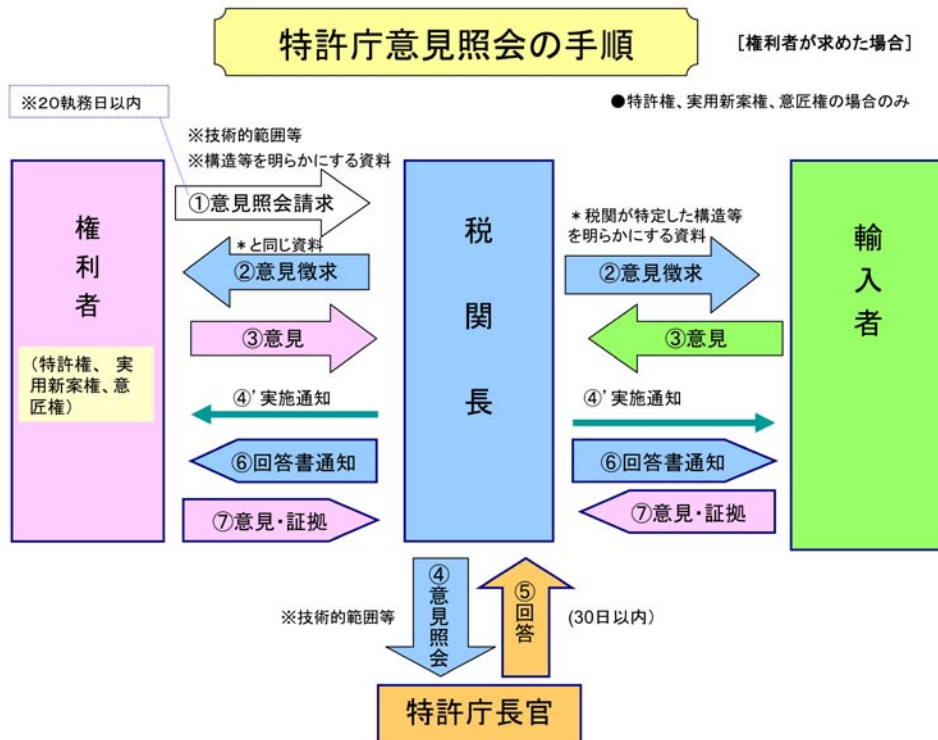


図 2

始の通知を受けた日から10執務日（実務上は延長するので20執務日となる）以内に税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等（特許法第70条第1項（特許発明の技術的範囲）（実用新案法第26条（特許法の準用）において準用する場合を含む。）に規定する技術的範囲又は意匠法第25条第1項（登録意匠の範囲）に規定する範囲をいう。）について特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる（関税法第69条の14第1項）。

〔農林水産大臣、経済産業大臣への意見照会〕

税関長は、育成者権を侵害する貨物又は不正競争防止法違反物品に該当するか否かについての認定手続において、必要があると認めるときは、育成者権を侵害

する貨物に該当するか否かについての認定手続にあつては農林水産大臣に、不正競争防止法違反物品に該当するか否かについての認定手続にあつては経済産業大臣に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。意見照会のフローチャートは図2に示す特許庁長官への意見照会の④以降に同じである（関税法第69条の15第1項）。

6. 専門委員への意見照会

平成18年度関税改正において導入された制度である。

〔輸入差止申立てにおける専門委員への意見照会〕

税関長は、輸入してはならない貨物（不正競争防止法に関し権利者が経済産業大臣に意見を求める事項を除く。）に係る申立てがあつた場合において必要があ

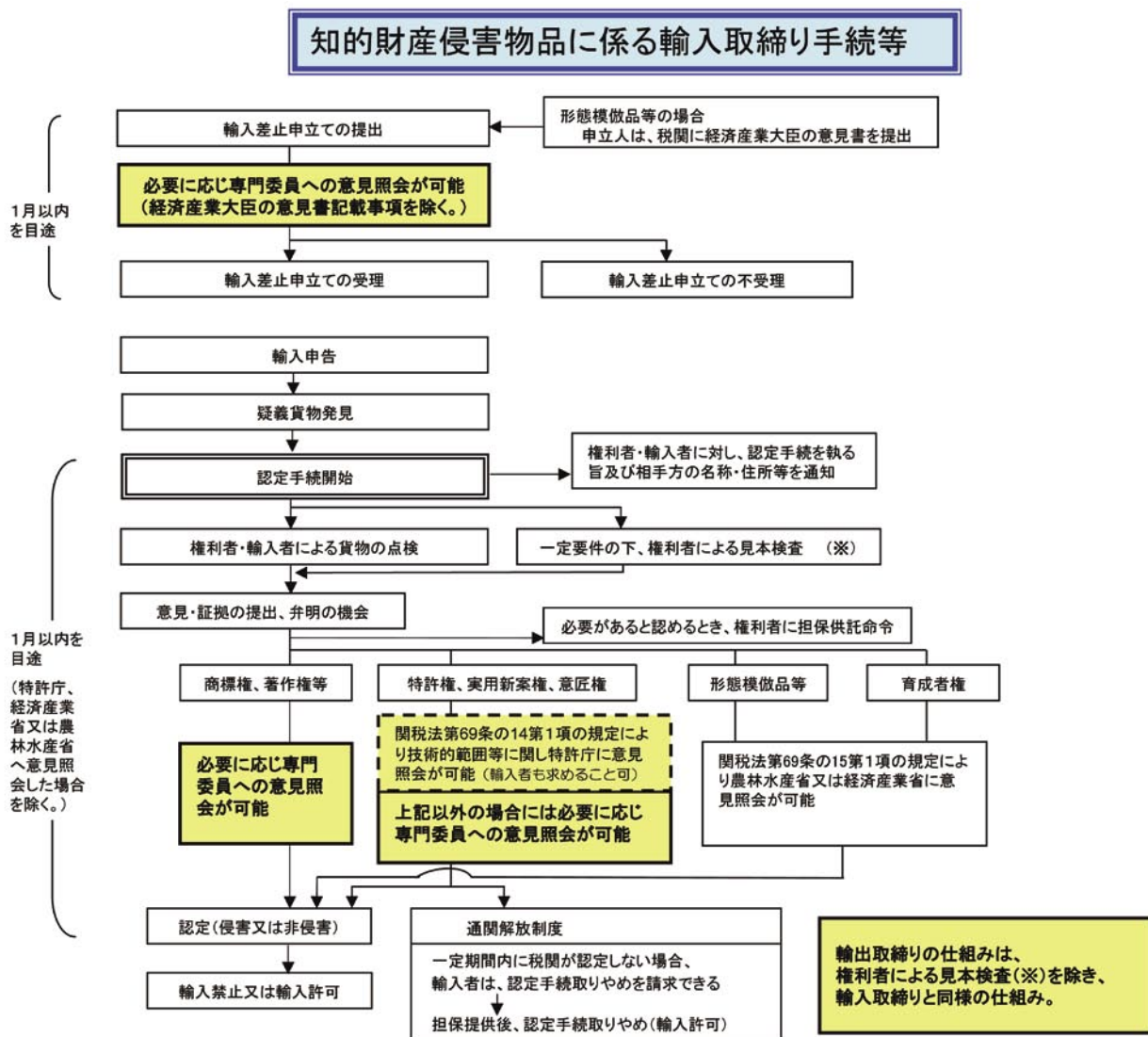


図3

ると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であってその申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、当該専門委員に対し、同項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる（関税法第69条の11）。

【認定手続における専門委員への意見照会】

税関長は、輸入してはならない貨物（育成者権を侵害する貨物及び不正競争防止法違反物品を除く。）に該当するか否かについての認定手続において、必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であってその認定手続に係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、当該専門委員に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。ただし、技術的範囲等については、この限りでない（関税法第69条の16）。まとめとして図3に、知的財産権侵害に係る輸入取締り手続等のフローチャートを示す。

いずれの場合にも、実際の専門委員としては、知的財産に関する学識経験を有すると認められる弁理士、弁護士、学者から委嘱されることになる。

II 輸出の水際取締

1. 輸出してはならない貨物

従前、税関では関税法令による知的財産侵害物品に対する輸出取締はできなかったが、平成18年度改正で輸出に関しても取締ることができるようになった。

法律根拠：関税法

（輸出してはならない貨物）

第69条の2 次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

（中略）

三 特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権を侵害する物品

四 不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第19条第1項第1号から第5号まで（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

（注）特許権、実用新案権、意匠権及び商標権侵害物品並びに不正競争防止法第2条第1項第1号から第3

号まで（定義）に掲げる行為を組成する物品については、「意匠法等の一部を改正する法律」の附則において規定する日（平成19年1月1日）に施行される。

なお、輸出貨物に対しても知的財産侵害物品の水際取締が導入された経緯としては、政府の「知的財産推進計画2005」（17年6月決定）等を踏まえた結果である。

2. 輸出差止申立て等の手続

輸出してはならない貨物に関する申立て手続、認定手続、特許庁長官等への意見照会、専門委員への意見照会も、輸入の場合と同様の法律構成になっている。

III 税関における知的財産侵害物品の輸入差止状況

平成18年4月に財務省が発表した「平成17年の知的財産侵害物品の輸入差止状況」によると、次のとおりとなっている。

（1）平成17年の税関における知的財産侵害物品の差止件数は13,467件で、前年と比較して47.3%の増加となった。差止点数については約110万点で、前年と比較して5.8%の増加となった。

中でも、中国仕出し貨物の差止件数が約1.9倍に増加し、差止件数全体に占める割合は前年の36.7%から46.6%に増加した（図4）。

（注）商業貨物及び国際郵便物における侵害物品の差止め件数及び点数を計上したものである。

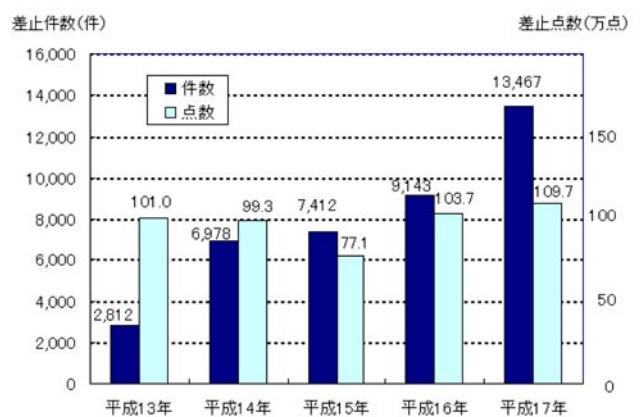


図4

（2）また、仕出国（地域）別差止実績では、差止件数は、中国仕出しが6,278件で全体の46.6%を占め、次いで韓国仕出しが6,045件（構成比44.9%）、香港

仕出しが 369 件 (同 2.7%) となった。

差止点数は、韓国仕出しが約 46 万点で全体の 41.7%を占め、次いで中国仕出しが約 45 万点 (構成比 40.9%), 香港仕出しが約 9 万点 (同 8.3%) となった。

前年と比較すると、件数については、中国仕出しが約 1.9 倍、韓国仕出しが約 1.3 倍と増加した。点数については、タイ仕出しが約 1.8 倍と増加した (図 5, 図 6)。

(3) 知的財産別差止実績では、差止件数は、バッグ類等に付された著名ブランドなど商標権に係るものが 13,228 件で全体の 97.9%を占め、次いで携帯電話用ストラップ等に使用された人気キャラクターなど著作権に係るものが 174 件 (構成比 1.3%) となった。

差止点数は、商標権に係るものが約 82 万点で全体の 74.4%を占め、次いで著作権に係るものが約 12 万点 (構成比 11.0%), 意匠権に係るものが約 11 万点 (同 9.8%) となった。

仕出国 (地域) 別差止実績構成比 (件数ベース)

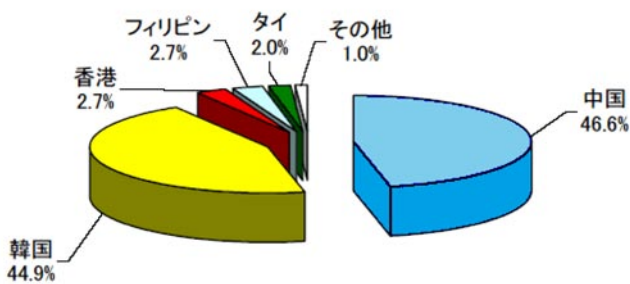


図 5

仕出国 (地域) 別差止実績構成比 (点数ベース)

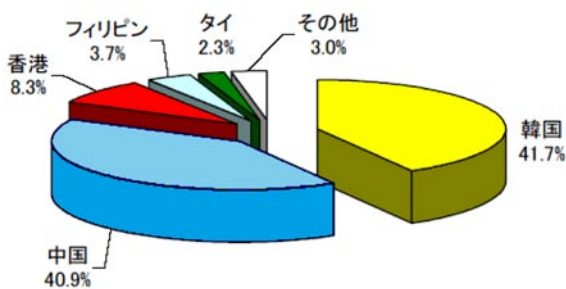


図 6

知的財産別差止実績構成比 (件数ベース)

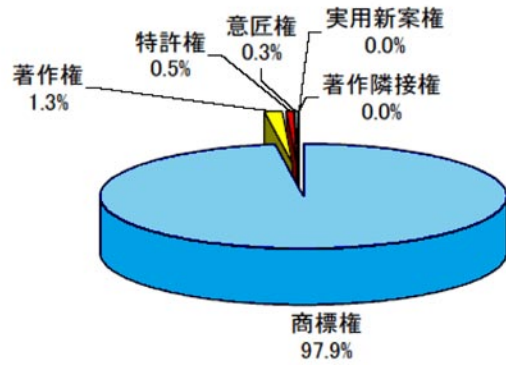


図 7

知的財産別差止実績構成比 (点数ベース)

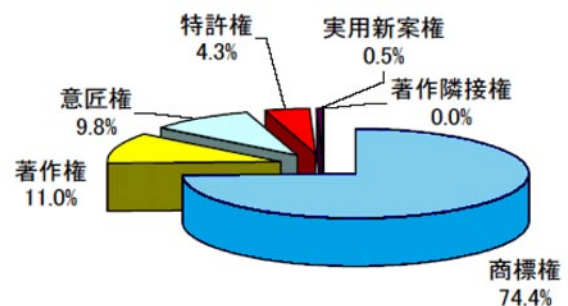


図 8

前年と比較すると、件数については、商標権及び著作権が約 1.5 倍と増加した。点数については、実用新案権が大きく増加したほか、意匠権が約 1.7 倍と増加した (図 7, 図 8)。

(注) 事案で複数の種類の知的財産に係るものは、それぞれの知的財産ごとに計上している。

(後記)

本稿において、意見にわたる部分があるとすれば、それは筆者が所属する東京税関又は財務省の意見ではなく、筆者の個人的見解であることをお断りします。

(原稿受領 2006.5.30)